|  |
| --- |
| 様式　第１（第５条第１項第２号関連）平成○○年○○月○○日　　総務省情報通信政策研究所長　殿（投稿者）氏名　　　　　　　　　　　　　所属　　　　　　　　　　　　　役職（大学等の学生の場合は学年）　　　誓約書　私、（投稿者の氏名を記入）は、「（投稿に係る論文等の題名を記入）」の投稿に当たり、下記の事項について、その趣旨を理解した上で、遵守することをここに誓約します。記　１．　投稿に係る論文等がその公表に当たり他の著作物について著作権法に定める手続を要する内容を含むものである場合には、当該他の著作物に係る著作権者の氏名、当該他の著作物の題名及び当該手続を経たものであること。　２．　投稿に係る論文等が第三者の著作権法に規定する著作権、著作者人格権その他著作物に関する権利のほか、特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権その他特許に関する権利、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権その他実用新案登録に関する権利、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権その他意匠登録に関する権利、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権その他商標登録に関する権利等知的財産権及び関連する手続に関する権利その他一切の権利又は利益を侵害しないものであること。　３．　投稿に係る論文等につき一切の著作権の譲渡及び利用（複製、上演、演奏、上映、公衆送信（著作権法第２３条第１項に規定する公衆送信及び同条第２項に規定する公衆送信される著作物について受信装置を用いて行う公への伝達をいう。）、口述、譲渡、貸与、翻訳及び翻案並びに二次的著作物（同法第２条第１項第１１号に規定する二次的著作物をいう。）の利用のほか、有償であるか又は無償であるかを問わず、第三者に対する利用の許諾（出版権の設定を含む。）を含む。以下同じ。）の許諾を投稿前にしておらず、投稿後にも、情報通信政策研究所学術雑誌刊行規程第７条に規定する行為を除き、しないこと。　４．　投稿に係る論文等について、改ざん、盗用その他本誌の信用を害する行為をしていないこと。　５．　投稿に係る論文等について二重投稿（当該論文等に係る学術の分野における公正な慣行に照らし、二重投稿に類する行為と認められる行為を含む。）を投稿前にしておらず、投稿後にもしないこと。 以上（投稿者署名）　　　　　　　　　　　　　 |

注１　本誓約書の提出は、研究所に郵送し、又はPDFの形式の電子ファイルとして、電子メールにより送付して行うこと。

注２　投稿に係る論文等が共同著作物である場合には、第５条第１項第３号の規定に基づき、様式第２の共同著作者誓約書も作成し、研究所に提出すること。

（参考）情報通信政策研究所学術雑誌刊行規程（抄）

　　（著作者による論文等の利用）

　　第７条　学術雑誌に掲載された論文等の著作者は、研究所の許諾を得ることなく、当該論文等が学術雑誌に掲載されたものであることを明記した上で、次に掲げる行為を行うことができる。

　　　一　当該論文等の無償での公開

　　　二　当該論文等の複製

　　　三　当該論文等の複製物の第三者への無償での提供